

に恵まれない村を救うべき、昭和十四年八月、村では内務省鉱山監督局・商工省・県へ手続を行なつた。十月に至り県より採鉱出願手続きを行ない、十二月、土地買取に着手した。許可は県より下り、県営東浪見鉱山鉱業所として開山されたのである。

終戦後、二十二年八月四日県営砂鉄鉱業所の払下げを村委会の議決により長谷川貞雄村長より川口県知事へ払下げ申渡され、同十一月六日附を以て東浪見村へ払下げられたのである。（五十五万三千六百四十四円五十八銭、鉱区六万九千坪である）

十一月一日東浪見村委会の議決により村長は東浪見村農業協同組合長石野一雄に譲渡されたのである。払下金は三十五万円であった。

同二十五年四月十日帝国製鉄KKと売買の契約を行なつた。二十七年九月十六日売買契約が解除された。同二十八年九月アジア商事KKに売買契約する。同二十九年十二月七日東浪見農業協同組合經營を東浪見砂鉄企業組合に変更された。同三十年四月一日小松製作所と売買契約が行なわれ、翌三十一年八月二十八日同所と契約解除された。同十一月二十一日塙本総業KKと租鉱権設定並に物件授受に関し契約す。（租鉱場一千万円）

同三十六年塙本総業KKはこの土地が好いと思い海岸に別荘をもつてゐる。

その後東浪見釣ヶ崎地先附近の砂鉄は許可のある範囲次第、一応採掘が終つた。現在鉱区は東浪見企業組合にある。

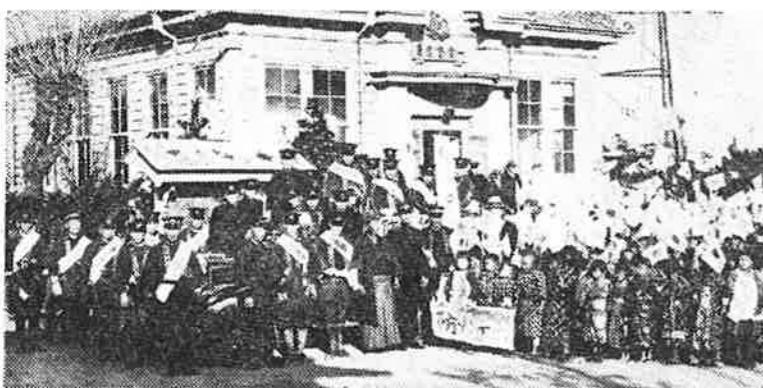
## 社会生活

### 警察・消防

警察、駐在所 一宮町の警察管区は、一宮警察署管内にある。

本署の一宮警察署は、明治十七年七月に茂原警察署の一宮本郷分署として発足したが、同二十三年十月県令一〇一号により、茂原警察署一宮分署となつた。この時代に一宮分署の東浪見駐在所が設置された。その後大正十五年、一宮警察署となつたが、終戦後の昭和一二年に地方自治の本旨にもとづき、自治体警察が市と人口五千人以上の町村に設置され、間もなく現在の警察に改められた。

警察、駐在所 一宮町の警察管区は、一宮警察署管内にある。  
本署の一宮警察署は、明治十七年七月に茂原警察署の一宮本郷分署として発足したが、同二十三年十月県令一〇一号により、茂原警察署一宮分署となつた。この時代に一宮分署の東浪見駐在所が設置された。その後大正十五年、一宮警察署となつたが、終戦後の昭和一二年に地方自治の本旨にもとづき、自治体警察が市と人口五千人以上の町村に設置され、間もなく現在の警察に改められた。



一宮警察署前に集合した消防組らの防火デー行列

署庁舎（現一宮警察署）の一部を借りて執務をなし、同二十四年二月二十八日一宮町一宮一、九五六番地に（現千葉法務局一宮支局）新築移転した。同二十五年二月二十三日国家地方警察の庁舎に移転した一宮地区警察署が、一宮警部補派出所となつた関係からである。昭和二十六年十月に自治体警察は廃止となつて、国家警察の一本建となり、更に同二十九年七月警察法改正によつて千葉県一宮警察署と改称し、現在に至つてゐる。

**公安委員** 警察権は、町長の所轄下に公安委員会が管理している。公安委員会は、三人の委員で組織され、公安委員は町議会の同意を得て町長が任命し、その任期は三年であった。公安委員は次のとおり任免されていた。

小林高次	一宮町一宮一、九四八	自昭和一二、一、二七 至二四、一、二六
関忠四郎	" " 二、九九九	自二三、一、二七 至二五、三、一七
斎藤克己	" " 三、〇九一	自二六、一〇、二七 至二四、一、二七
御園生謙三	" " 九、八〇〇	自二四、一〇、二七 至二六、一、二七
久我總太郎	" " 三、〇六八	自二四、一〇、二七 至二六、一、二七
竹久清三	" " 三、三〇四	自二四、一〇、二七 至二六、一、二七

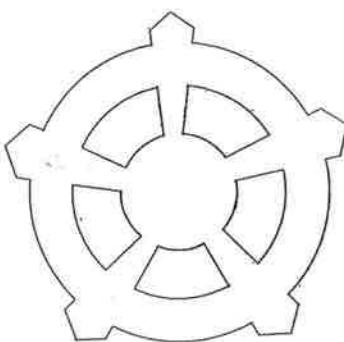
にあり』と書いてある。自身番は次のような防火用具を備えていた。まとい、玄蕃桶、釣瓶、竜吐水、鳶口、はしごなどである。いざ火事という場合には、これらを火消人夫に渡し、名主と家主が付き添つて消防にでたものである。

文明開化とともに文化的生活が発達すると、消防の機関も飛躍的に発展した。明治三年東京に消防局が創設され、江戸時代の『いは組』が消防班に変つた。外国からの消防制度が輸入されると、ポンプという近代的な機械がつかわれるようになり、その後、同七年消防班は警視庁内におかれた。全国各県においては、知事と警察部長の統率下におかれようになつた。同三十七年には、勅令で消防規則が公布された。

**県下の消防** 消防組規則、消防組施行概則、同細則などの勅令により、県においては明治二十七年五月三日県令布達をだした。そして県下初の消防組四十一組、五、八〇四名、八十四部が同年五月十五日に創設された。

**長柄郡下の消防** 長柄郡下の消防組が創設された区域をみると、茂原警察署管内は、茂原、帆丘（本納）で、一宮分署内は一宮、庁南分署内は庁南であった。各管内分署内別は次のとおりである。

茂原警察署	茂原消防組	一組 二部 一八八名
帆丘消防組	一組 五部 二二一名	
同一宮分署	一宮消防組	一組 三部 一五七名
同庁南分署	庁南消防組	一組 二部 八五名



加納家の旗印を形どった纏

手一名、高張持一名、手一名、高張持一名、組頭代理以下は事あるときにその都度各部より差出された。県知事が組頭を任命するが、当時県の規定には副組頭の制度がなかつたので、加納組頭は県当局

**警察署長の任免** 警察署長は公安委員会によつて任免され、公安委員会の管理に服し、署員を指揮して個人の生命、身体および財産の保護、犯罪の予防ならびに捜査、交通の取締り、公共の秩序の維持などに当つた。警察署長の任免は次のとおりであつた。

警 部	金坂 都	自昭和二二、一、二七 至二三、三、二七
定員	昭和二十二年 昭和二十三年	一人
警部補	二人	二人
巡査部長	七人	一〇人
巡 査	一〇人	一三人
計		

#### 消防の変遷 江戸時代の消防については、元和元年火消役の設置されたのが始まりといわれている。

当時、幕府は四千石以上の旗本に対し『頭』と称する火消役一名ぐらいをとき、武家火消（定火消し）をもつて編成させた。これ消防官設のはじまりといふ。また享保三年江戸町奉行大岡忠相は、町内に火消人夫をおいて火災の取締りにあたせている。慶安二年十二月に至り、三代將軍家光は、火災予防に関する町御触れ書をだしている。

この時代の消防は、まといを持って屋根に上り、鳶口人夫が家屋を破壊し、水番というのが玄蕃桶で消防作業をしていた。職業的に自身番といつて、今日でいう隣組組長、消防団、巡回派出所などを兼ねたようなものである。近世風俗誌によると、『自身番、毎町づじ』設、一宮町設立、組頭に加納久宣が就任、子爵加納久宣は、鹿児島県知事を退職して帰郷すると、町民の要望により一宮町長に就任し、町制の改善、農事の改良、組織的な消防の必要を町民に説き、公設、町設一宮町消防組を設立した。自ら組頭として陣頭指揮にあたり、町民の生命財産を守つた。消防団の纏は儀式用の纏で、當時は消防組本部長であった竹久貞次郎の図案で藩主加納家が非常用の紋印、加納家の旗印、馬印として用いられた紋章を型取り、東京神田の纏師相沢某の製作したものである。各区に一部隊を編成し、区長を部長として小頭二名、部員四十名を以て一部とする方法で、総員四百八十一名、十二部隊、組頭一名、組頭代理一名、伝令一名、旗持一名、ラッパ



近影の團防消防宮一

ンプと必要消火機材を取揃え、貴族院議員正一位勲三等子爵の組頭が、文官大礼服を着用して出初式に組員の検閲をするという、日本の組頭をもつ一宮町消防組ができたわけである。町消防組の他に、在郷軍人会員により編成された在郷軍人会独立消防団一コ部があつた。

团长渡辺修三、指揮者竹久貞次郎、团员四十名で、国幣中社玉前神社より寄贈された金属製腕用ポンプと機具一式を有し、一般火災、風水害等非常の場合の出動は勿論であるが、玉前神社の警護の任に当つた。大正八年加納久宣が薨去すると、宮重謙輔が組頭に就任、同十年在郷軍人会独立消防団は解散して町消防組に編入された。

同年町市街地内觀明寺院下の水田三三〇坪を借り入れ、これは貯水池に改設した。貯水量一万四千五百石の大貯水池である。同十一年一宮警察署脇に高さ四十二尺鉄骨望楼兼火見櫓を設置した。昭和三年一月玉前神社前に地下鉄筋コンクリート貯水池二〇〇石入れを設け、觀明寺下の大貯水池と連結せしめ、同年四月組頭附本部長を置くことにした。

初代本部長に竹久貞次郎就任。同年三月、ターピン式二十馬力ガソリンポンプを一台購入、購入代はポンプ一台で四千七百円、水管車二台で百三十円、小学校下と警察署脇に格納庫を新設し、建物の地下を貯水池とした。

同年三月三日、金馬廉使用允許、同四年竹久貞次郎副組頭に就任、消防組編成の改編を行なつた。

一 動力部隊二十名二部隊、腕用ポンプ四十名九部隊、本部十六名、救護班十五名、總員四四一名、同六年、内宿、本給機具置場脇に鉄骨火見櫓二基を新設し、宮後伊藤慶司前道路地下に貯水池二〇〇石を新設した。

昭和七年三月三日、金馬廉第三条使用允許、同八年一月十一日、金馬廉第四条使用允許、同八年、片岡仙藏組頭に就任、同九年、自動車ポンプ一台を購入、手挽ガソリンポンプ二五馬力手挽二台を更新した。

同十年久我捨太郎組頭に就任、同十一年四月二十九日金馬廉第五

条使用允許、同十二年二月十一日金馬廉第六条使用允許、同十四年四月勅令により消防組を警防団に改組、初代団長に久我捨太郎就任、同月一日竹久貞次郎に一宮町警防団顧問を嘱託した。

同十五年、市街地八ヵ所に百石入り貯水池を完成、同十六年渡辺修三が団長に就任、同年二月十一日千葉県より優良竿頭綬を授与される。同十八年中村莊一団長に就任。同年二月十一日県消防協会より無火災竿頭綬授与さる。大東亞戦争激烈となり帝都防衛のため自動車ポンプを供出する。

同二十一年八月、消防組織法が公布され、一宮町消防団となり、

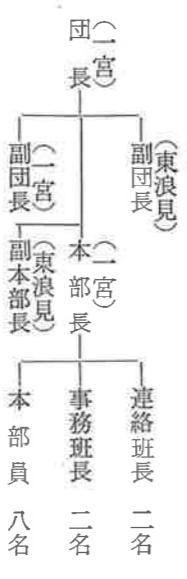
団員総員による選挙の結果、初代団長に久我捨太郎が就任した。

同二十二年 自動車ポンプ一台購入。

二十五年三月七日 消防協会より優良竿頭綬を授与さる。

二十七年一月 下ノ原地区へ可搬動力ポンプ購入、同年三月七日県より優良竿頭綬を授与さる。同年三月 中村寿男団長に就任、同

## 本部





一宮町消防団組織編成表

協会より優良竿頭綱授与、同年四月東浪見地区新熊に貯水池を新設、同年五月船頭給地区に動力ポンプ三十五馬力を購入、同年六月東浪見地区新熊に消火掘抜き井戸三ヶ所新設、同年九月東浪見地区大村に貯水池新設、同年十月新地地区に鉄骨火見櫓を新設、同年十一月上ノ原地区に貯水池を新設、同年十二月船頭給地区に消火掘抜き井戸新設、東浪見地区釣に動力ポンプ十五馬力一台を購入、自動車ポンプ一一〇馬力を更新。

このようにして、ようやく一宮町の消防施設は整備された。現在の編成、施設は次とおりである。(九ノ一、九ノ三)の整備編成により中村団長以下団員一致団結して有事に備えている。

東浪見地区大村に動力ポンプ三十五馬力一台を購入、同年十二月東浪見地区原に鉄骨火見櫓を新設、同三十三年三月十五日、日本消防

区鉄に鉄骨火見櫓新設 同三十二年一月 宮原地区矢畠に同  
本部長 近藤 源助 (旧一宮本部長) 十四馬力一台購入、同年二月東浪見地区岩切に機具置場新築、同年  
副本部長 秋場 弘 (旧東浪見本部長) 五月東浪見地区權現前に動力ポンプ十五馬力一台を購入、同年七月  
昭和二十九年一月中ノ原、下村に動力ポンプ十八馬力二台を購入  
火見櫓を新設、一宮地区上宿に貯水池新設、同年九月一宮駅構内  
配置した。

月十日、東浪見地区原に機具置場新築、動力ポンプ二十八馬力一台購入、同年四月船頭給地区貯水池三ヶ所新設、同年十二月東浪見地

七月支團制を廃し 本團を六分團二十部制に改編した

第三分團	第一部 上ノ原
	第二部 中ノ原
第三部 下ノ原	○、六八平方糸、人口七四六人、世帯数一四六、本團總員四九三名。
	同年九月三十日、長生村宮原地区、一宮町に編入、團員二七名、面積 同三十年十二月、警察署前の鐵骨サイレン塔を改設、同三十一年 一月一日、本團現有勢力、團員四八三名、自動車ポンプ一台、大型

```

graph TD
    FB[第一支團] --- S1[第一分團]
    FB --- S2[第二分團]
    FB --- S3[第三分團]
    S1 --- AD[自動車部]
    S1 --- D1[第一部 六、七區]
    S1 --- D2[第二部 八區]
    S2 --- D3[第一部 八區]
    S3 --- D4[第二部 下村]
    S3 --- D5[第三部 救護部]
  
```

昭和三十年三月七日、千葉県消防協会より優良表彰をうけ、優良石入りを新設した。

第十五分団												分団名
第十四分団	第十三分団	第十二分団	第十一分団	第九分団	第八分団	第七分団	第六分団	第五分団	第四分団	第三分団	第二分団	第一分団
片岡四郎作	御園生	森 隆	君 昭	伊 勝	宮 藤	斎 本	河 野	横 山	小 関	峰 島	川 崎	志 田 勇
						譲 正	助 謙	助 生	五 喜	久 矢	崎 清	仁 作
						一 勲		市 雄				平 高
森田重徳	小敝	高梨	高俊	鎗志	渡辺	岡沢	森川	吉野	小閑勇	田中利	内山鉄	吉野町之助貢
						農生	平之助	実	助雄	利雄	谷川広吉	内山勝

一宮本郷区裁判所の沿革  
一宮本郷区裁判所は、明治二十四年一月をもって当町に新設し、開庁された。これよりさき、同二十一一年十一月千葉治安裁判所大多喜出張所がおかれ、（大多喜本町久保三八）その管轄区域は、大多喜、桑田、中野、苅谷、大上、山田、村松各登記所である。

同二十三年十一月一宮本郷区裁判所大多喜出張所は改称し、その所管は総野、村松である。同二十五年に同所二四一番地に移転し、同三十六年度現在地に移つた。大正二年四月、千葉区裁判所大多喜出張所と改め、同八年七月一宮本郷区裁判所が復活したので、同所大多喜出張所と改めた。その所管区域は大多喜、西畠、老川、上澤、瑞沢、中川。当時の登記件数四、五六八件、登録料六、一二三七円一〇錢である。

昭和三十八年度一宮町消防団役員名簿

				本
				部
江 澤	副 團 長	中 村	團 長	
		壽		
豐		男		
救 護 部 長	指 導 部 長	"	副 本 部 長	本 部 長
鈴	石	加	堀	渡
木	野	藤	越	辺
原		和	光	一
源	熟	夫	男	雄

第一〇分團											
第一一分團											
第一二分團											
第一三分團											
第一四分團											
第一五分團											
第一六分團											
第一七分團											
第一八分團											
第一九分團											
第二〇分團											
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三	二三
三四	二八	三五	三五	五	五	一五	一〇	一二	一〇	八〇	九〇
宮原	新地	船頭給		第一三区、第一四区	第一二区			第九区、第一〇区	第八区		第六区、第七区
165	145	130	80	52	85	131	80	289	134	196	第一五区、第一六区 第三区、第四区、第五区

同所長者町出張所は、長者町四一九。同二十三年五月開設された。同所はもと旭出張所と称していた。その後同町一一六番地に設置され、同三十二年八月現在の地に移転したのである。大正二年四月一日本区裁判所は廃止されるに至り、千葉区裁判所々管となり、同区裁判所と改称したが、その名称には、地名としてはふさわしくないというので、同五年四月一宮本郷区裁判所の復活にともない現在の名称に改めたのである。所管区域は大原、長者、

第十六分團	丸 島 茂	渡 辺 和 一
第十七分團	丸 島 栄 藏	福 辺 由 次
第十八分團	鵜 沢 久 男	小 林 与 惣 次
第十九分團	貝 塚 俊 信	井 柿 一 郎
第二十分團	小 川 正 孝	田 中 丈 夫

東海、中根、吉沢、太東、登記件数は一ヵ年間平均三千円程度。登録料五~六千円である。

同所勝浦出張所（墨名八〇七にあつたが、同三十一年十一月の開設で、勝浦字仲本町より同下本町に同三十七年十二月移転）は現在地に移転したのが、同四十四年十月であった。その所管区域は勝浦、御宿、浪花、布施、豊浜総野、上野、青海で、登記件数は四、七六一件、その総額は、一一、五一七円七〇銭（大正六年度）

大正二年法律八号により、一宮本郷区裁判所は、同四月二十日に廃止され、千葉区裁判所の管轄区域に併合され、その出張所は、次の七ヶ所のみ存置した。庁南、大多喜、勝浦、長者町、国吉などである。

その後、同八年三月二十六日法律二二号により再度新設され、七月に開庁された。御宿町には出張所が同十年七月新設されたのである。

昭和六年三月三十日付をもって、司法省告示八号、四月一日登記

事務を除いて、一般裁判所事務が停止され、二年後の、八年一月二十日同省告示一号により一般裁判事務は二月一日に再開した。同十七年十月一日に至り、調停事務と登記事務を除いて、一般裁判事務を残して、同事務は停止された。  
戦後に至り、同二十一年同省公示五七号、二二号を以て、七月一日一般裁判事務が開始され、同二十二年法律六〇号の政令と二四号にもとづく政令二五号（同年五月三日施行）、千葉地方裁判所一宮支部乙号にもとづいて開庁し、同年一月一宮家事裁判所が併設されたのである。

同二十二年四月新憲法の実施にともない、司法と行政とが分離されて、一宮区裁判所検事局であったものが、新たに千葉地方検察庁一宮支部として、また登記事務も千葉地方法務局支局として発足した。（法務局の項参照）

同二十三年度最高裁判規則三七号により、二十四年一月一日付開設された、千葉家庭裁判所一宮支部、同千葉地方裁判所一宮支部管内の位置は上風景においた。大正八年七月一日開設以来、同九年八月二十一日、現在の庁舎に移転するまで仮庁舎で、事務を行なつていた。

町有公会堂ニ一、七六九番地に増築し、大正十年二月十日に竣工した。當時金額三千五百円で新築されたのである。また、関東大震災のため、庁舎本館と附屬家倉庫門などが大破されたので、竣工費六千九百六十一円二十九銭で、この震災復旧費十二年度の臨時歳出として経上された。その後昭和三年七月十日、老庁舎なので總工

費十九円四十銭で修繕されている。

のち、当一宮支部に東京控訴院長、千葉地裁所長、東京高裁長官の諸氏が当所に巡視して、現在に至っている。

**千葉法務局一宮支局** 千葉地方法務局一宮支局の前身は、昭和二十二年五月三日、名称変更が行なわれて、千葉司法事務局一宮出張所となり、その管内は、長生、夷隅郡内で登記事務は一宮をはじめ、一松、東浪見、八積、土睦村であった。（同二十二年十二月十七日法律第一九三号にもとづき）翌年二月十五日、司法省は解消され、司法事務局は法務厅に総合移管されたので、同二十四年六月一日より法務条令第十二号により、千葉地方法務局一宮支局と名称が変更された。同二十八年十一月三日、行政区画にともない、一宮、土睦、長生村（但し茂原出張所の管轄に属し地区は除き）の管内登記事務が行なわれた。さきに一宮町自治警察署廃止にともない、町舎を一宮町より借受け移転し、現在に至っている。

社会福祉協議会は昭和三十年四月に発足し、社会福祉協議会発足の目的を次のように定めた。

一、社会福祉に関する一切の問題について調査研究する。

二、既設関係機関の整備改善に協力し又は自ら施設経営を行なう。

## 福祉施設

三、保健衛生の向上、生活改善の合理化運動、文化施設の育成指導をなす。

四、社会福祉に関する講演又は地域巡回指導を行なう。

五、其他本会の目的達成のため必要と認める事業を行なう。

会長 近藤三郎・副会長 岡沢太兵衛 秋場てい

常務 嵐野永・監事 小林喜一 中村孫右衛門

会計 石岡嘉美 峰島縣一・理事 各区長

### 実施事業

一、法外援助 二、児童福祉 三、年末援護

四、老人福祉 五、心配ごと相談所 六、助け合い貸付

七、母子家庭 八、その他

生活保護者、要保護者、母子家庭、身体障害者の三十三年度の状況は次のとおりである。

生活保護者 二九人 要保護者 六九人  
母子家庭 一二九人 身体障害者 五六人

昭和三十四年一宮町の保健と福祉について

### 一、貧困世帯数

全世帯数 被保護世帯数 割合 要保護世帯 割合

### 十、要保護児童数

児童数 要保護児童 割合

一一、母子世帯 二、二七七 九〇 四、四%

### 十一、母子世帯

世帯数 母子世帯 割合

九、三二六 五、一五六 五六% 二、二九〇 四四、四一%

### 鉤虫(十二指腸虫)割合

蛔虫 割合

一、九八二 八六、五% 六八 一六、〇%

### 十二、福祉年金受給者

老人数 受給者数 割合

五六八 四〇五 七一、三%

### 十三、国保受診状況

件 数

平均一人当たり 被保健者 受診件数 一人当たり割合

六二二 七、九三一 一三、二九四 一、七%

### 十四、被保健者

所要点数 一人当たり医療費

七、九三一 一、〇一三、〇五四・七 一二八円

### 十五、昭和三十五年

被保健者 所要点数 一人当たり医療費

### 十六、被保健者

被保健者 所要点数 一人当たり医療費

五八六 一二八 一〇、一%

### 十七、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 十八、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 十九、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十一、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十二、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十三、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十四、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十五、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十六、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十七、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十八、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 二十九、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十一、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十二、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十三、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十四、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十五、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十六、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十七、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十八、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 三十九、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十一、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十二、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十三、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十四、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十五、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十六、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十七、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十八、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 四十九、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十一、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十二、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十三、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十四、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十五、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十六、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十七、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十八、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 五十九、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十一、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十二、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十三、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十四、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十五、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十六、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十七、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十八、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 六十九、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十一、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十二、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十三、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十四、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十五、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十六、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十七、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十八、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 七十九、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十一、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十二、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十三、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十四、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十五、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十六、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十七、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十八、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 八十九、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 九十、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 九十一、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 九十二、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 九十三、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 九十四、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 九十五、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 九十六、検べん結果

(三五年二月小・中学生は除く)

### 九十七、検べん結果

(三五年二月小・中学生は



国民健康保険事業状況報告書(事業年報) A表

(昭和37年度)

保険者記番号	葉 43	保険者名	一 宮 郡	事業開始年月日	年 月 日		保険料
					32年10月1日	32年10月1日	
社 常 主 敬	1,585	各月実現在合計	年間平均	度務 現在	4人	年保 未婦 現在	1人
被保険者数	7,475	(A) 1,594	一部負担割合	5割	保險料の別	保険料(料)徴収回数	保険料 4回
給付範囲	(住 診 食 積 具 歯科はてつ)	助産給付 (2,000円)	葬祭給付 (2,000円)	育児手当 (200×6円)			

## 2. 経理状況(事業勘定)

取	入		支		決算額
	科目	予算現額	決算額	科目	予算現額
保険税(料)	8,898,000	9,084,066	役所費	1,876,000	1,811,632
一 部 負 担 金	0	0	事務事務所費	12,200,000	10,769,060
事務費負担金	842,000	(C) 871,000	療養費の給付	353,000	179,179
療養給付費負担金	5,337,000	(D) 5,292,423	療養費	90,000	81,560
特別保険給付費負担金	12,000	(E) 17,333	手数料	12,643,000	11,029,799
調整交付金	10,000	(F) 593,000	小計	208,000	193,000
保険婦福利金	52,000	57,077	助産諸費	125,000	110,400
計	6,253,000	6,830,833	育児諸費	168,000	142,000
道府県支出金	1,000	32,000	非営業諸費		
一般会計(市町村費補助)	1,000	0	計	13,144,000	11,475,199
直 診 開 定	0	0	保施設費	377,000	343,904
車 両 金 等	0	0	直診開定繰出金	0	0
総 超 金	8,253,000	4,804,277	前年度繰上充用金	0	0
その他の収入	30,000	128,634	その他支出	3,039,000	2,672,712
合 計	18,436,000	20,879,810	合 計	18,436,000	16,303,447

取支差引残	(K)	4,576,363円	5月31日現在積立企保有額	2,141,025円		5月31日現在市町村組合貸 金	円
				経理閑保 詰 率	支 出		
収納状況	種別	調定額	収納額	未収額	収納率		
現年度分	(L)	9,087,735	(M) 9,024,036	63,699	99.30		
過年度分額越分		112,375	60,030	(26,065) 52,345	53.42		
計		9,200,110	9,084,066	116,044	98.74		
現年度分							
過年度分額越分							
計							
支払状況	種別	支払義務額	支払済額	未支払額	支払率		
現年度分	(N)	10,768,254	10,769,060	△ 806	100%		
過年度分	(O)	179,179	179,179	0	100%		
計		445,400	445,400	0	100%		
合計		11,392,833	11,393,639	(N) △ 806	100%		
備考	支払状況欄へ療養の給付の保険者負担分過払い額 806円は38年6月に還付された。 現在は未払い過払いともなし。						

1. 保険給付状況		国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表					
		(昭和37年度)					
保険者記番号	葉 43	保険者名	一 宮 郡	年間平均被保険者数	(B)	7,538人	
種別	件数	日数	費用額	保険者負担分	(被保険者負担分)	1部負担金	
入院	324	4,888	4,828,068円	2,411,551円	2,395,526円	20,991円	0円
療養	入院外	13,947	49,861	12,929,508	6,310,163	6,205,119	414,226
養生	歯科診療	3,257	14,876	3,976,132	1,988,065	1,988,067	0
の	小計	(C) 17,528	69,625	21,733,708	10,709,779	10,588,712	435,217
薬剤支給	53	処方箋枚数 (94)	116,952	58,476	58,476	0	0
給付	その他						
計	17,581		21,850,660	10,768,255	10,647,188	435,217	0
療養	診療費(D)	4	81	40,847	20,424	20,423	0
薬剤支給							0
その他	142			317,592	158,755	158,837	0
計	146		358,439	179,179	179,260	0	0
療養諸費用合計	17,727		(E) 22,209,099	10,947,434	10,826,448	435,217	0
その他の給付							
助産給付	97		193,000				
育児手当	94		110,400				
葬祭給付	71		142,000				
計	262		445,400				
合計	17,989		22,654,499				

受診率 { (C+D) ÷ B } × 100 232.58%

療養諸費 1人当実用額 (E ÷ B) 2,946.29円

## 2. 療養の給付(診療費)内訳

種 別		件 数	日 数	点 数	費 用 額	1 件 当日 数	1 件 当点 数
甲 表	特 定 地 域	入 院	12	262	35,427.9	371,993	21.8
	入 院 外		58	112	10,190.6	107,002	1.9
	そ の 地 域	入 院	79	1,695	172,489.9	1,716,398	21.5
	他 域	入 院 外	479	1,349	57,424.9	573,335	2.8
乙 の 一 表	入 院						
	入 院 外	22		61	1,385.2	13,852	2.8
乙 の 二 表	入 院	233		2,931	273,967.7	2,739,677	12.6
	入 院 外	13,388		48,339	1,223,624.6	12,235,319	3.6
診 療 計	入 院	324		4,888	481,885.5	4,828,068	15.1
	入 院 外	13,947		49,861	1,292,625.3	12,929,508	3.6
	計	14,271		54,749	1,774,510.8	17,757,576	3.8
歯 科 診 療 計	特 定 地 域	16		93	4,013.9	42,145	5.8
	そ の 地 域	3,241		14,783	393,398.7	3,933,987	4.6
	計	3,257		14,876	397,412.6	3,976,132	4.6
合 计		17,528		69,625	2,171,923.4	21,733,708	4.0
備 考							

国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表

事業狀況報告書(事業年報) B表

休業者名一宮町

### 3. 世帯主の結核性疾患等にかかる療養諸費